

佐渡地域における流域治水協議会 規約

(設置・名称)

第1条 本会は、佐渡における流域治水対策を推進するため「佐渡地域における流域治水協議会」（以下、「協議会」という。）と称し、これを設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、佐渡地域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 また、別表2にある機関をアドバイザーに置く。

3 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）に対し、協議会に出席を求めることができる。

(準備会の構成)

第4条 協議会に準備会を置く。

2 準備会は、別表3の職にある者をもって構成する。

3 準備会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 準備会は、協議会の運営に必要な情報交換、各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会に報告する。

5 事務局は、必要に応じて別表3の職にある者以外の者（学識経験者等）に対し、準備会に出席を求めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

なお、実施に当たっては「佐渡地域における二級河川減災対策協議会」と連携し、共有・検討を行うものとする。

一 佐渡地域で行う流域治水の全体像を共有・検討。

二 河川における対策、流域における対策、避難・水防等のソフト対策における対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と公表。

三 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。

四 その他、流域治水に関して必要な事項。

(協議会の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については原則公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、新潟県佐渡地域振興局地域整備部及び佐渡市建設部建設課、佐渡市総務課防災課が共同して行う。ただし、第4条3項に関する事務は、主に新潟県佐渡地域振興局地域整備部河川・砂防課が行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

1 施行期日

本規約は、令和3年6月7日から施行する。

本規約は、令和4年5月25日から施行する。(一部改正)

本規約は、令和7年5月26日から施行する。(一部改正)

別表1

機 関 名	構 成 員
佐渡市	市 長
佐渡市消防本部	消 防 長
新潟県佐渡地域振興局	農林水産振興部長
	地域整備部長
新潟地方气象台	台 長
佐渡土地改良協会	会 長
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 新潟水源林整備事務所	所 長
農林水産省北陸農政局	地方参事官
林野庁関東森林管理局下越森林管理署	署 長

別表 2

機 関 名
(アドバイザー) 国土交通省北陸地方整備局河川部

別表 3

機 関 名	構 成 員
佐渡市	防災課長 防災課 課長補佐 建設課長 建設課 課長補佐 建設課 管理用地係長 高齢福祉課長 農林水産振興課長 農業政策課長 上下水道課長
佐渡市消防本部	消防本部警防課課長補佐
佐渡土地改良協会	事務局長
新潟地方気象台	水害対策気象官
農林水産省 北陸農政局農村振興部	農業土木専門官
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 新潟水源林整備事務所	主幹
林野庁関東森林管理局下越森林管理署	総括治山技術官
新潟県佐渡地域振興局企画振興部	総務課主査
新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部	農村計画課長 森林施設課長
新潟県佐渡地域振興局地域整備部	計画専門員（総括） 計画専門員 河川・砂防課長 砂防担当 課長代理 河川・海岸担当 課長代理